知識

今回は①「初診料を算定する初診以外での乳幼児育児栄養指導料の算定について」②「CEAとDUPAN－2の併算定について」を掲載します。

事例❶ 医科　初診料を算定する初診以外での乳幼児育児栄養指導料の算定について

診療報酬明細書

（医科入院外）　令和　3 年　5 月分　県番：　医コ：

1 医科	1 社保	2 2併	4 六外

－		－	
公負①		公受①	
公負②		公受②	

保険者番号		給付割合	
記号・番号	（枝番）		

氏名	2女　5令　2．1．4生	特記事項	保険医療機関の所在地及び名称
職務上の事由			

傷病名	診療開始日	転帰	診療実日数	
(1) おむつ皮膚炎(主) (2) 急性気管支炎 (3) 気管支喘息	(1) 令 03．04．12 (2) 令 03．05．26 (3) 令 03．05．26		保険	1 日
			公①	日
			公②	日

				公費分点数
11	初診	× 回		
12 再診	再診	112 × 1回	112	
	外来管理加算	× 回		
	時間外	× 回		
	休日	× 回		
	深夜	× 回		
13	医学管理		140	
14 在	往診	回		
	夜間	回		
	深夜・緊急	回		
	在宅患者訪問診療	回		

(12)	* 外来診療料	
	* 乳幼児加算(外来診療料)	112 × 1
	*	
(13)	* 薬剤情報提供料	10 × 1
	* 乳幼児育児栄養指導料	130 × 1
(20)	* －投薬 略－	

本事例については、初診料を算定する初診以外（外来診療料を算定）において、乳幼児育児栄養指導料が算定されていますが、令和2年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号に「区分番号「A000」初診料（「注5」のただし書に規定する初診を除く。）を算定する初診を行った場合に、育児、栄養その他療養上必要な指導を行ったときに算定する。」旨示されていることから、当該指導料は算定できませんのでご留意ください。

【告示　令和2年3月5日付け厚生労働省告示第57号】

別表第一（抜粋）
医科診療報酬点数表
第2章　特掲診療料
第1部　医学管理等
B001-2-3　乳幼児育児栄養指導料　130点

注　小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、3歳未満の乳幼児に対する初診時に、育児、栄養その他療養上必要な指導を行った場合に算定する。

【通知　令和2年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添1　（抜粋）
医科診療報酬点数表に関する事項
第2章　特掲診療料
第1部　医学管理等
B001-2-3　乳幼児育児栄養指導料
乳幼児育児栄養指導料は、小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が3歳未満の乳幼児に対して区分番号「A000」初診料（「注5」のただし書に規定する初診を除く。）を算定する初診を行った場合に、育児、栄養その他療養上必要な指導を行ったときに算定する。この場合、指導の要点を診療録に記載すること。ただし、初診料を算定する初診を行った後、即入院となった場合には算定できない。